

動力プレス機の金型取付け調整等の業務特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第 59 条の規定により、動力により駆動されるプレス機械（以下「動力プレス」という。）の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務は、特別教育を実施することが義務づけられています。

対象者等

- ・動力プレスとは、動力プレスは金属などを金型の中に挟み、金型の表面に押しつけることで金型と同じ形状を作る機械のことです。
- ・シャーとは、金属の切断加工で使用する、せん断機やシャーリングマシンのことです。



受講資格

プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整について 2 時間以上実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。



受講科目・講習時間

学科講習：プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は安全囲いに関する知識(2H)、プレス機械又はシャーによる作業に関する知識(2H)、プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、調整等に関する知識(3H)、関係法令(1H)

受講料金 … 令和 7 年 2 月 1 日現在

一 般：受講料 9,900円、テキスト代 1,100円、合計 11,000円
 会 員：受講料 6,600円、テキスト代 1,100円、合計 7,700円